

## (仮称)二宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)の概要

### 1. 概要

子ども・子育て支援法に基づく地域型保育事業は、児童福祉法の改正により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業で、次の4類型があります。

地域型保育事業を、国・都道府県・市町村以外のものが行う際には、市町村の「認可」を受ける必要があります。

#### 【地域型保育事業】

類 型	内 容
(1) 家庭的保育事業	定員を5名以下とし、保育者の居宅その他の場所で保育を行う。
(2) 小規模保育事業	定員を6～19名とし、保育を目的とした様々なスペースで、小規模で保育を実施。3つの類型がある。 ・A型：保育所分園に近い類型 ・B型：AとCの中間的な類型 ・C型：家庭的保育に近い類型
(3) 居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施。
(4) 事業所内保育事業	企業が主として従業員の仕事と育児の両立支援策として実施。従業員のほかに、地域の子どもにも保育を提供する。

地域型保育事業の認可基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	・職員の資格、員数、利用定員 ・乳幼児の適切な処遇の確保、差別の禁止、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものなど
参酌すべき基準	上記以外

### 2. 施行期日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日とする。

### 3. 基準案

次ページ以降の表中、「従・参」の欄は、「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」のどちらに該当する項目であるかを表しています。

## (1) 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国基準		従・参	町基準(案)
職員	家庭的保育者+家庭的保育補助者、嘱託医、調理員をおかなければならない。 家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者。家庭的保育補助者とは必要な研修を修了し、市町村長が認める者。		従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	3 : 1 (家庭的保育補助者を置く場合 5 : 2)		従	同上
設備・面積	保育室等	保育を行う専用居室 1人 3.3 m <sup>2</sup> (部屋自体は 9.9 m <sup>2</sup> 以上が必要)	従	同上
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3 m <sup>2</sup> 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 ※付近の代替地可	従	同上
給食	食事	事業所内で献立に従って調理する。(連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校、医療機関等からの搬入でも可)	従	同上
	設備	搬入する場合でも、加熱、保存等ができる調理設備を備える。	従	同上
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	同上
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器及び非常口を設置する。</li> <li>・避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施する。</li> </ul>		参	同上
連携施設	連携施設の設定が必要 <b>【連携内容】</b> 「保育内容の支援」、「卒園後の受皿」及び「代替保育」(職員の病気などの時に代わって提供する) <b>【連携施設】</b> 保育所、幼稚園、認定こども園 (経過措置) 連携施設の確保が著しく困難で、市町村が認める場合は、省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。		従	同上
健康診断	事業者は、利用乳幼児に対し、健康診断を行う。		参	同上

(2)ー1 小規模保育事業(A型)の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国基準	従・参	町基準(案)
職員	保育士、嘱託医、調理員をおかなければならない。 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 上記に加え+1名配置	従	同上
設備・面積	保育室等 2歳未満 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳以上保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、耐火建築にする等の要件が設けられる。	従	同上
	屋外遊戯場 2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可	従	同上
給食	給食 事業所内で献立に従って調理する。 (連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校、医療機関等からの搬入でも可)	従	同上
	設備 搬入する場合でも、加熱、保存等ができる調理設備を備える。	従	同上
	職員 調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	同上
非常災害	・消火器及び非常口を設置する。 ・避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施する。	参	同上
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」、「卒園後の受皿」及び「代替保育」(職員の病気などの時に代わって提供する) 【連携施設】 保育所、幼稚園、認定こども園 (経過措置) 連携施設の確保が著しく困難で、市町村が認める場合は、省令の施行の日から起算して5年を経過す	従	同上

	るまでの間、連携施設の確保をしないことができる。		
健康診断	事業者は、利用乳幼児に対し、健康診断を行う。	参	同上

(2)ー2 小規模保育事業(B型)の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国基準		従・参	町基準(案)
職員	保育士＋保育従事者、嘱託医、調理員をおかなければ ならない。 ※保育士の割合は1/2以上 ※保育従事者は研修を修了した者 ※保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすこと ができる。		従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする 特別な事情等がないため、国 基準のとおりとする。)
職員数	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 上記に加え+1名配置		従	同上
設備・面積	保育室等	2歳未満 乳児室又はほふく室 1人 3.3㎡ 2歳以上保育室又は遊戯室 1人 1.98㎡ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室 を2階以上に設ける建物は、耐火建築 にする等の要件が設けられる。	従	同上
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可	従	同上
給食	給食	事業所内で献立に従って調理する。(連 携施設又は同一・系列法人が運営する 小規模保育事業、社会福祉施設、学校、 医療機関等からの搬入でも可)	従	同上
	設備	搬入する場合でも、加熱、保存等がで きる調理設備を備える。	従	同上
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等か らの搬入の場合不要。	従	同上
非常災害	・消火器及び非常口を設置する。 ・避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施す る。		参	同上
連携施設	連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」、「卒園後の受皿」及 び「代替保育」(職員の病気などの時に 代わって提供する) 【連携施設】 保育所、幼稚園、認定こども園 (経過措置)		従	同上

	連携施設の確保が著しく困難で、市町村が認める場合は、省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。		
健康診断	事業者は、利用乳幼児に対し、健康診断を行う。	参	同上

(2)ー3 小規模保育事業(C型)の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国基準		従・参	町基準(案)
職員	家庭的保育者+家庭的保育補助者、嘱託医、調理員をおかなければならない。		従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	3:1 補助者を置く場合 5:2		従	同上
利用定員	6人以上10人以下 (経過措置) 省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間は、利用定員を6人以上15人以下とすることができる。		従	同上
設備・面積	保育室等	2歳以下 乳児室又はほふく室 1人3.3㎡ 2歳以上保育室又は遊戯室 1人3.3㎡ 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物は、耐火建築にする等の要件が設けられる。	従	同上
	屋外遊戯場	2歳以上児 1人3.3㎡ ※付近の代替地可	従	同上
給食	給食	事業所内で献立に従って調理する。(連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校、医療機関等からの搬入でも可)	従	同上
	設備	搬入する場合でも、加熱、保存等ができる調理設備を備える。	従	同上
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	同上
非常災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消火器及び非常口を設置する。</li> <li>・避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施する。</li> </ul>		参	同上
連携施設	連携施設の設定が必要 <b>【連携内容】</b> 「保育内容の支援」、「卒園後の受皿」及び「代替保育」(職員の病気などの時に代わって提供する) <b>【連携施設】</b> 保育所、幼稚園、認定こども園 (経過措置)		従	同上

	連携施設の確保が著しく困難で、市町村が認める場合は、省令の施行の日から起算して5年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。		
健康診断	事業者は、利用乳幼児に対し、健康診断を行う。	参	同上



### (3) 居宅訪問型保育事業の設備及び運営に関する基準(案)

項目	国基準	従・参	町基準(案)
職員	家庭的保育者 ※家庭的保育者とは必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	従	国基準のとおり (国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)
職員数	1:1	従	同上
設備及備品	事業所には、保育の為に専用の区画を設け、保育に必要な設備及び備品を備える。	参	同上
提供する保育	次の各号に掲げる保育を提供するものとする。 ①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による、他の保育施設等に入れない時等の便宜の提供に対応するために行う保育 ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を提供する必要が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育	従	同上
連携施設	設定は一律には求めないが、上記①に該当する場合には、保育を行う乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。	従	同上

※なお、「設備・面積」「給食」「非常災害」等については、国基準に記述がなく、事業の性質上本町においても同様の扱いとする。

**(4) 事業所内保育事業の設備及び運営に関する基準(案)**

項目	国基準	従・参	町基準(案)
職員	<p>【定員 20 名以上】保育士、嘱託医等、調理員おこななければならない。</p> <p>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなす</p> <p>【定員 19 名以下】保育士+保育従事者、嘱託医、調理員をおこななければならない。</p> <p>※保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなす</p> <p>※保育士の割合は 1/2 以上</p> <p>※保育従事者は研修を修了した者</p>	従	<p>国基準のとおり</p> <p>(国基準と異なる内容とする特別な事情等がないため、国基準のとおりとする。)</p>
職員数	<p>【定員 20 名以上】</p> <p>0 歳児 3 : 1</p> <p>1・2 歳児 6 : 1</p> <p>3 歳児 20 : 1</p> <p>4 歳以上児 30 : 1</p> <p>【定員 19 名以下】</p> <p>0 歳児 3 : 1</p> <p>1・2 歳児 6 : 1</p> <p>3 歳児 20 : 1</p> <p>4 歳以上児 30 : 1</p> <p>上記に加え+1 名配置</p>	従	同上
設備・面積	<p>【定員 20 名以上】</p> <p>2 歳未満</p> <p>乳児室 1 人 1.65 m<sup>2</sup></p> <p>ほふく室 1 人 3.3 m<sup>2</sup></p> <p>医務室</p> <p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を 2 階以上に設ける建物は、耐火建築にする等の要件が設けられる。</p> <p>2 歳以上</p> <p>保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m<sup>2</sup></p> <p>【定員 19 名以下】</p> <p>2 歳未満</p> <p>乳児室又はほふく室 1 人 3.3 m<sup>2</sup></p> <p>乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を 2 階以上に設ける建物は、耐火建築にする等の要件が設けられる。</p> <p>2 歳以上</p> <p>保育室又は遊戯室 1 人 1.98 m<sup>2</sup></p>	参	同上

	屋外遊戯場	2歳以上児 1人 3.3㎡ ※付近の代替地可	従	国基準のとおり
給食	給食	事業所内で献立に従って調理する。(連携施設又は同一・系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、学校、医療機関等からの搬入でも可)	従	同上
	設備	【定員 20 名以上】調理室 【定員 19 名以下】調理設備	従	同上
	職員	調理員 ※調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要	従	同上
非常災害	・消火器及び非常口を設置する。 ・避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月 1 回実施。	参	同上	
連携施設	定員 20 名以上：連携施設を確保しないことができる 定員 19 名以下：連携施設の設定が必要 【連携内容】「保育内容の支援」、「卒園後の受皿」及び「代替保育」（職員の病気などの時に代わって提供する） 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園（経過措置） 連携施設の確保が著しく困難で、市町村が認める場合は、省令の施行の日から起算して 5 年を経過するまでの間、連携施設の確保をしないことができる。	従	同上	
地域枠の子どもの受入れ	別表のとおり、概ね 10 名ずつの定員区分を設け、区分ごとに地域枠の定員を 1/4~1/3 程度となるよう固定化する。また、61 人以上の事業については、地域枠を 20 名に固定する	参	同上	

《表》事業所内保育事業の利用定員の設定（地域枠の定員について）

利用定員数	地域枠
1人以上5人以下	1人
6人以上7人以下	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

